来署によるご相談は事前予約が必要です

東淀川税務署では、電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)の対面による相談については、事前予約制を導入しております。

面接相談を希望される方は、あらかじめ電話で相談日時を予約してください。予約の際には、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

相談内容	相談日
所得税及び復興特別所得税	第１・３・５週 ⇒ 月・水・金 第２・４週 ⇒ 火・木
消費税及び地方消費税	
法人税	
源泉所得税及び復興特別所得税	
印紙税	
相続税・贈与税 譲渡所得	火
納付相談	月～金

※　**税務署の閉庁日（土・日・祝日等）は相談を行っておりません。**

東淀川税務署へ電話
06-6303-1141

➡

自動音声案内
「2」を選択

➡

東淀川税務署
「相談の予約をしたい」
とお伝えください。

電話する前には検索を！

国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。

ぜひ、「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

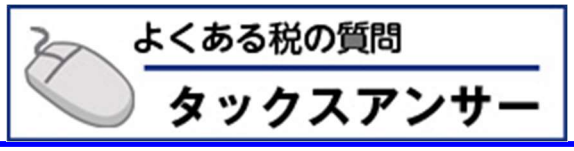

東 淀 川 税 務 署